

市第 102 号議案

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（教育長である委員を除く。）」を削り、同条第24号中「（教育長である教育委員会の委員を除く。）」を削る。

別表中「月額 15,000」を「日額 15,000」に、「月額 14,000」を「日額 14,000」に改め、「教育委員会の委員長である委員、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、土地区画整理審議会の会長である委員等の報酬の額を改定するため、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

## 例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（職員の範囲）

第 2 条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償の支給を受ける特別職職員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育委員会の委員 （教育長である委員を除く。）

（第 2 号から第 23 号まで省略）

(24) 前各号以外の非常勤の職員 （教育長である教育委員会の委員を除く。）

別表

職 名	報 酬 の 額
(省 略)	
土地区画整理審議会 会長である委員 委員	日 額      15,000
	月 額      15,000
	同            14,000
土地区画整理法の規定に基づく評価員	日 額      14,000
	月 額      14,000
(省 略)	
<u>選挙管理委員会の委員長</u> 教育委員会の委員長である委員、代表監査委員及び人事委員会の委員長である委員に対しては、規則の定めるところにより加給することができる。	